

インターネット上の金融関係サービスにおける本人確認義務及び 本人みなし条項の民事的考察

板倉 陽一郎^{†12} 間形 文彦^{†3} 藤村 明子^{†23} 亀石 久美子^{†3}

預貯金の過誤払被害については、伝統的に民法 478 条（債権の準占有者への弁済）の法理が適用されてきたが、近年は、QR コード決済事業者や、仮想通貨交換所などにおける不正送金被害が問題となってきた。これらは、預貯金の過誤払被害と比して、消費者保護の仕組みも整っておらず、本人確認方法についても一律ではない。他方、インターネット上の金融関係サービスにおいては、本人確認に関し、登録された ID とパスワードの利用については本人の利用とみなすという条項（本人みなし条項）がおかれることが通常である。本発表では、インターネット上の金融関係サービスにおける本人確認義務について、預貯金の過誤払被害等の伝統的な法理と比較して、考察する他、本人みなし条項の有効性についても検討する。

On conception of "identifiability of the specific individual by referring to other information" in Enforcement Rules for the Act on the Protection of Personal Information and Personal Information Protection Guideline.

YOICHIRO ITAKURA^{†12} FUMIHIKO MAGATA^{†3}
AKIKO FUJIMURA^{†23} KUMIKO KAMEISHI^{†3}

Although the law of Article 478 of the Civil Code (repayment to the quasi-possessor of the claim) has traditionally been applied to damage caused by overpayment of savings, in recent years, damage caused by fraudulent remittances at QR code settlement businesses and virtual currency exchanges has become an issue. In recent years, however, fraudulent remittances at QR code settlement businesses and virtual currency exchanges have become a problem. Compared to the damage caused by overpayment of savings, these cases lack a consumer protection system and a uniform method of identification. On the other hand, financial services on the Internet usually have a clause regarding identity verification, which states that the use of a registered ID and password is deemed to be the use of the individual (deemed-identified clause). In this presentation, I will discuss the obligation to verify the identity of the user in financial services on the Internet in comparison with traditional legal principles such as the damage caused by the overpayment of savings, and also examine the validity of the deemed-user clause.

1. インターネット上の金融関係サービスの不正利用

1.1 発端：「ドコモ口座」不正利用事件

2020 年 9 月以降、NTT ドコモの「ドコモ口座」を利用して、銀行からの不正引き落としが行われる事案が発生した。同社のプレスリリースによれば、「本不正利用は、第三者が銀行口座番号やキャッシュカードの暗証番号等を不正に入手し、ドコモ口座に銀行口座を新規に登録することで発生してまいりました。」とのことであり、「お客さまにより安心・安全にご利用頂けるよう、本人確認をオンライン本人確認システム（eKYC）で確実に行う対策等、更なる対策強化に努めてまいります。」との対応策が掲げられた[1]。「ドコモ口座」は、いわゆる QR コード決済（d 払い）に用いることができる。同口座には銀行からチャージができるため、不正利用された銀行口座の持ち主名義で「ドコモ口座」が作成され、さらに物品の購入を経て現金化されたというわけである。報道では、「不正はドコモが手掛ける電子決済サ

ービスのドコモ口座で起きた。犯人は被害者になりすまし、ドコモ口座を開設。不正に入手した口座情報を使って、ドコモ口座と被害者の銀行口座をひも付け、銀行口座からドコモ口座に資金を移していた。最終的にキャッシュレス決済の「d 払い」でたばこや家電製品などを購入し、転売していたとみられる。」とされている[2]。

その後、ドコモ口座に限らず他の資金移動業者の決済サービスにおいても同様の不正出金が相次ぎ判明した。

1.2 顛末：金融庁による要請

その後、銀行及び資金移動業（いわゆる QR コード決済のスキームの一部である）を所管する金融庁から、「資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金に関する対応について」（2020 年 9 月 15 日付）として、預金取扱金融機関向けと、資金移動業者向け、それぞれに要請文が発せられた[3][4]。要請文はいずれも、「事案の概要」として、「○ 悪意のある第三者が不正に入手①した預金者の口座情報等をもとに当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設②し、銀行口座と連携③した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージ④す

†1 弁護士・ひかり総合法律事務所 HIKARI SOGOH LAW OFFICES

†2 理化学研究所 RIKEN

†3 NTT セキュアプラットフォーム研究所 NTT Secure Platform Laboratories

ることで不正な出金⑤を行う事象が複数発生している。」
(図1)とある。

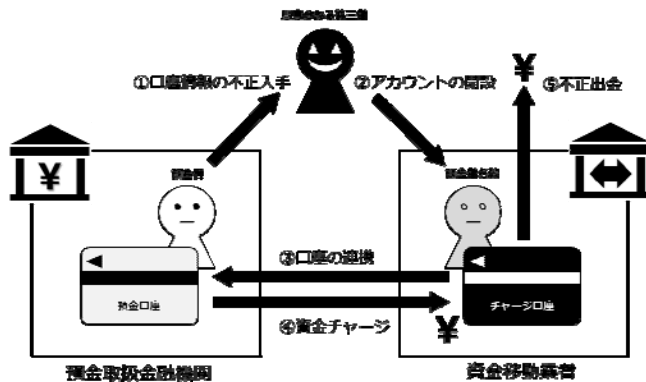


図1 事案の概要

また、「○現時点では、資金移動業者において犯罪収益移
転防止法施行規則第13条第1項第1号に基づく確認①を
実施し、それに基づく銀行での取引時確認済みの確認②及
び口座振替契約(チャージ契約)の締結に際してキャッシ
ュカードの暗証番号のみで認証③するケースにおいて、被
害の発生が確認されている。」(図2)としている。

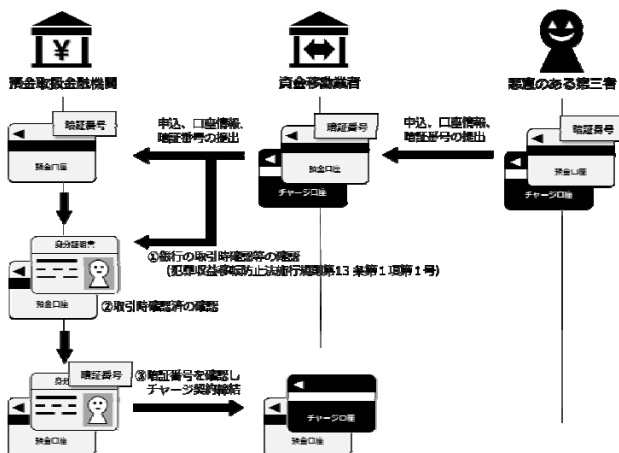


図2 被害発生のケース

預金取扱金融機関向け、資金移動業者向けに、それぞれ
の具体的な要請内容は以下のとおりである。

預金取扱金融機関向け[6]

○「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融
機関向けの総合的な監督指針」にも記載されているように、
サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイ
バーセキュリティの重要性を認識し必要な体制を整備
することが重要である。こうしたことに留意し、下記につ
いて確認・検討いただきたいので、貴協会会員宛に周知徹
底方よろしくお願ひしたい。

① 資金移動業者等との間で口座振替契約(チャージ契約)
を締結している預金取扱金融機関においては、資金移動業
者等における取引時確認の内容を踏まえ、資金移動業者等
のアカウントと銀行口座を連携して口座振替を行うプロ
セスに脆弱性がないか確認すること。

(注)例えば、上記口座振替契約(チャージ契約)に際し
て、預金取扱金融機関においてワンタイムパスワード等
による多要素認証を実施していない場合など、不正に預金者
の口座情報を入力した悪意のある第三者が、預金者の関与
無しに資金移動業者等のアカウントへ資金をチャージ可能
なケースは脆弱性があると考えられる。

② 上記確認により問題や脆弱性が見出された場合には、
資金移動業者等のアカウントとの連携時における認証手続
の強化(多要素認証の導入など)を含むセキュリティの強
化、資金移動業者等における取引時確認の状況を確認する
などの堅牢な手続きの導入を検討すること。

また、その導入までの間、足許において被害を生じさせ
ない態勢を整備する観点から、新規連携や資金移動業者等
のアカウントへの資金のチャージを一時停止すること。

③ 本事案に関して、被害を心配される利用者から相談を
受けた場合には、被害の有無に関わらず、利用者の不安を
解消すべく、真摯な姿勢で迅速かつ丁寧に対応すること。

なお、上記①の確認により問題や脆弱性が確認された場
合にはその旨、及び上記②の対応の内容を速やかに当局に連
絡いただきたい。また、過去に被害が生じていなかったか
を確認いただき、被害が発覚した場合や、新たに被害が発
生した場合にも、その旨を直ちに当局に連絡いただきたい。

資金移動業者向け[5]

○「資金移動業者関係の事務ガイドライン」にも掲載され
ているように、サイバー攻撃が日々、高度化・巧妙化して
いることを踏まえ、適時・適切に自社のサイバーセキュリ
ティ水準を確認し、適切な不正防止策を講じることが重要
である。こうしたことに留意し、下記について確認・検討
いただきたい。

なお、令和2年9月14日、一般社団法人全国銀行協会か
ら「資金移動業者の決済サービス等での不正出金への対応
について」が発表されているので、参考にされたい。

(全 国 銀 行 協 会 H P)

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n091401/>

① 資金移動業者においては、資金移動業者での取引時確

認、銀行での上記確認・認証の内容を踏まえ、資金移動業者のアカウントと銀行口座を連携して口座振替を行うプロセスに脆弱性がないか確認すること。

(注) 例えば、資金移動業者において自ら取引時確認を実施しておらず、銀行において上記確認・認証に際してワンタイムパスワード等の多要素認証を実施していない場合など、不正に預金者の口座情報を入手した悪意のある第三者が、預金者の関与なしに資金移動業者のアカウントへ資金をチャージ可能なケースは脆弱性があると考えられる。

② 上記確認により問題や脆弱性が見出された場合には、資金移動業者での取引時確認を強化する、銀行での上記確認・認証を強化するなどの堅牢な手続きの導入を検討すること。

また、その導入までの間、足許において被害を生じさせないために、新規連携や銀行口座からの資金のチャージを一時停止すること。

③ 本事案に関して、被害を心配される方からご相談を受けた際には、被害の有無によらず、相談者の不安を解消すべく、真摯な姿勢で迅速かつ丁寧に対応すること。

なお、上記①の確認により問題や脆弱性が確認された場合には、その旨を直ちに、また、上記②の対応の内容を速やかに当局に連絡いただきたい。また、過去に被害が生じていなかったか確認いただき、被害が確認された場合や、新たに被害が発生した場合にも、その旨を直ちに当局に連絡いただきたい。

2. 「取引時確認」及び「認証」

このように、インターネット上の金融関係サービスが不正利用された背景には、本人確認の緩さがあり、金融庁からは、事件後、預金取扱金融機関向けに「資金移動業者等のアカウントとの連携時における認証手続の強化（多要素認証の導入など）を含むセキュリティの強化」が、資金移動業者向けに「資金移動業者での取引時確認の強化」が、それぞれ要請されている。

ここで預金口座開設の申込みからサービス利用の開始に至るフロー（図3）を見ながら、「取引時確認」及び「認証」の働きを確認する。

まず預金口座の開設の申込者は、口座開設の申込時に身分証等を預金取扱金融機関に提示する(①)。預金取扱金融機関は、犯罪収益移転防止法第4条1項に基づく本人特定事項等の確認を行う(②)。これが「取引時確認」である。本人特定事項等の確認は、その者が実在する誰であるかを特定する働きがあり、本稿ではこれを「本人特定」と称す

ることとする。取引時確認の後、預金取扱金融機関は申込者の口座を開設(③)、通帳、カードID等の発行を行う(④)。預金申込者はこれらを受けて、オンラインサービスへアクセスし(⑤)、預金取扱金融機関は入力されたIDとパスワードを照合して利用者の「認証」を行う(⑥)。「認証」は、サービスへアクセスするその者がサービス利用を認められた者であるかを確認する働きがあり、本稿ではこれを「利用者確認」と称することとする。

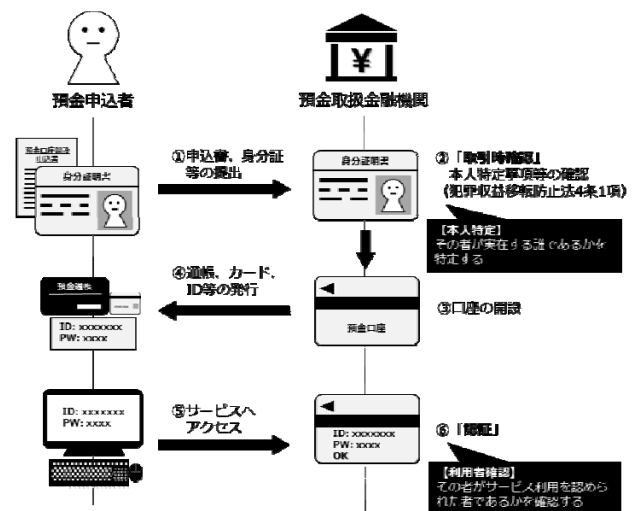


図3 口座開設申込から利用開始までのフロー

本人特定が成立するためには、身分証等を提示する主体がその身分証によって示される客体と同一であることの確認が必要である。例えば、実物の顔と身分証の顔写真との照合によって主体と客体の同一性が確認される。同様に利用者確認が成立するためには、提示されたID等がサービス利用を認められた者に発行されるID等と同一であることの確認が必要である。例えば、入力されたID・パスワードとサービス利用を認められた者だけが持つID・パスワードとを照合することによって同一性が確認される。ここで本人特定と利用者確認に必要な同一性の成立条件は、照合される対象を備える者の存在が唯一無二であることである。同じ外観の顔を持つ者が二人存在すれば、写真による同一性の確認は不可能である。また同じID・パスワードを知る者が二人存在すれば、二人ともサービス利用を認められた者であることの確認はできても、唯一無二の実在する者を特定することはできない。利用者確認された者が本人特定された者であると結論するためには、ID・パスワードを知る者が二人以上存在しないことが絶対条件となる。

以下、預貯金の過誤払被害に関する民法478条に係る裁判例及び、インターネットバンキングにおいて、約款における免責が問題となった裁判例から「本人特定」及び「利用者確認」の具体例を概観する。

2.1 東京高判令和元年 12 月 18 日金商 1593 号 20 頁

「平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法（旧民法）478 条の無過失の成否について、銀行は、基本的には、通帳の所持および届出印と払戻請求書の印影との同一性を確認すれば、正当な権限に基づく払戻請求であると認めて払戻しに応じることにつき必要な注意を尽くしたといえることができるというべきであり、払戻請求をしている者につき通帳の所持等の事情がある場合には、その者が預貯金者本人ではないということのみで正当な権限に基づく払戻請求であることにつき疑いを抱くべき事情には当たらない。」とする。本件は「通帳の所持および届出印と払戻請求書の印影との同一性を確認」することが、疑いのない利用者確認の具体例であることを判示している。

2.2 東京地判令和元年 12 月 10 日金法 2143 号 75 頁

「原告が、A 及び B に本件各払戻し等をする権限を与えたとは認められないことに加え、1（4）で認定したとおり、本件各払戻し等に係る金額は、500 万円、2 億円及び 1 億 8595 万円と高額であること、本件払戻し 2 及び同 3 に当たって、払戻しに訪れる旨の連絡をしてきたのは A であり、かつ、入金から数日以内にほぼ全額が現金で払い戻されてい、本件各払戻し等に当たって原告が実際に Q 支店を訪れたことはないにもかかわらず、被告は、原告に意思確認をしたことは一切ないこと、本件各払戻し等に係る払戻請求書が B 又は D によって作成されていることなどが認められること、被告の甲 Q 支店長（当時）は、本件口座から平成 20 年 5 月 28 日に払い戻された 2 億円について、D が帰った後、A 及び B が同金員を持ち帰ったのを見ながら、同人らに何かを尋ねたり、原告に確認したりするなど全くしていないこと（1（4）エ）、さらに、被告は、別件訴訟において、数億円という多額の現金の払戻しをする場合、通常支店にその単位の現金を保管していないため、来店する営業日の前々日までに連絡を受ける必要があるとか、平成 20 年当時は現在ほど本人確認を厳格に行っていなかったが、一般的に、明確な意思表示がない限り、本人に確認することなく、第三者に払い戻すことは考えられず、それは家族であっても委任状がない限り同様であるなどと回答していること（証拠略）などからすれば、A 又は B が本件口座に係る通帳及び印鑑を所持していたなどの上記事情があったとしても、本件各払戻し等について、被告が無権限によってなされたことを疑うに足りる事情があったと認められるから、被告の上記主張は採用できず、被告には消費寄託契約の受託者としての注意義務違反が認められる。」

とする。本件は、通帳と印鑑の所持のみでの利用者確認は、払い戻し金額が高額で、複数に渡っていること、払戻しの連絡をしてきたのが本人ではないこと、本人の確認をしていないことなどを勘案すれば、預金口座からの払戻しの方法として不十分であることを判示している。

2.3 東京高判平成 27 年 11 月 26 日金商 1484 号 25 頁

「債権の準占有者とは、社会一般の取引通念に照らして、真実の債権者又はその代理人若しくは使者（以下「代理人等」という。）であると信ずるに足りる外観を有する者をいうと解される。」

「そして、金融機関の実務において、窓口での払戻しについては、届出印と払戻請求書の印影との照合により払戻請求者の受領権限を確認する運用が一般的に行われており、預金者もこのような運用を前提として、預金通帳及び届出印を適切に保管することが求められているといえることができるから、真正な預金通帳及び届出印を所持し、それらを使用して払戻請求書に所定の事項を記入して預金の払戻しを求める者は、社会一般の取引通念に照らして預金の払戻しを受ける権限を有する預金者本人又は代理人等としての外観を有していると認められるといえるべきである。そうすると、金融機関としては、そのような払戻請求者の受領権限について疑いを抱くに足りる特段の事情が認められない限り、基本的には、預金通帳の所持及び払戻請求書の印影と届出印の印影との同一性の確認をすれば、払戻しに応じることが許されるものと解することが相当である。」

「甲の娘である乙が甲の預金の通帳および届出印を持参して丙信用金庫に払戻しを求めた場合において、丙の担当者が甲の届出印の印影と払戻請求書に押印された印影とを照合してその同一性を確認したこと、乙から運転免許証を提出させて甲の住所と同一であることを確認したこと、乙は従前から甲に代わって丙の預金からの払戻し手続等を行っていたが、本件払戻しまでに何の問題も起きていないこと、乙は甲が本件払戻しの前日に死亡したことを担当者に伝えなかったこと、使途についての乙の回答も不自然なものでなかったことなど判示の事情の下では、乙の受領権限について疑いを抱くに足りる特段の事情は存在せず、丙の払戻しは債権の準占有者に対する弁済である。」本件は、「届出印と払戻請求書の印影との照合により払戻請求者の受領権限を確認する運用が一般的に行われており、預金者もこのような運用を前提として、預金通帳及び届出印を適切に保管することが求められている」として、預金通帳と届出印の所持の確認が利用者確認として一般的に有効であることを述べた上で、本件において、「印影とを照合してその同一性を確認したこと」が利用者確認、「運転免許証を提出させて甲の住所と同一であることを確認したこと」が甲の娘である乙の本人特定として適切であることを判示している。

2.4 大阪地判平成 19 年 4 月 12 日金法 1807 号 42 頁

「One's ダイレクトには、本人確認情報として、予め定められた契約者番号と第一暗証の入力を求め、その後、各手続に応じて第二暗証または第三暗証が要求されるのであり、特に、振込といった資金の移動に関し可変暗証であ

る第二暗証を用いることは、本人確認情報の管理としては有効な方法であるというべきである（なお、原告届出の第一暗証、被告発行の第二暗証、第三暗証と異なる番号を被告所定の回数〔3回〕以上連続して入力した場合には、被告は契約者に対するOne'sダイレクトのサービスの利用を停止することとなっている。）。「また、これらの本人確認情報の管理やOne'sダイレクトの利用に供するシステムとして、上記1（3）イ、ウのとおり、顧客と被告センターコンピュータ間でインターネット上で行われるデータ通信に、現時点では最も解読が困難であると言われる128bitSSL暗号通信方式が採用され、さらに、被告によるOne'sダイレクトのシステムには複数の外部侵入防止措置もとられている。加えて、被告は、上記1（3）エのとおり、本件約款及びOne'sダイレクト利用の手引きにおいて、具体例を交えて第三者に知られることのないように厳重に管理するよう注意書きを記載しており、暗証番号の管理についての注意喚起をしている。」「以上のとおり、被告は、本人確認情報（暗証番号等）の管理及びセキュリティ対策に有効な方法をとっている上、本人確認情報の管理について十分な注意喚起を行っているのであるから、契約者番号及び暗証番号等の管理について不十分であったなどの特段の事情が存在することを認めることはできず、被告の「責めがある場合」にはあたらないというべきである。」本件は、「予め定められた契約者番号と第一暗証の入力を求め、その後、各手続に応じて第二暗証または第三暗証が要求されるのであり、特に、振込といった資金の移動に関し可変暗証である第二暗証を用いること」が利用者確認として適切であることを判示している。

2.5 考察

これらの裁判例は、口座開設段階が問題となっているものではないので、基本的には利用者確認についての判示となっている。唯一、2.3のみが本人特定に関係しているが、厳密には、(使者又は代理人としての)娘であることで払戻しに応じており、本人の口座を別人が開設するという問題とは次元を異にしている。預金又は貯金口座については「届出印と払戻請求書の印影との照合により払戻請求者の受領権限を確認する運用」が重視されている傾向があり、これを疑うべき事情によっては、それだけでは適切ではないとの判断がなされ得る。他方、インターネットバンキングでは、一般論までは定立されておらず、少なくとも裁判例時点ではケースバイケースの判断となっているように見受けられる。

3. 本人みなし条項

3.1 本人みなし条項の趣旨

以上の通り、本人確認については…であることが求めら

れるが、他方で、インターネット上の金融関係サービスにおいては、本人ではないものが当該サービスを用いた場合にも、本人に効果を帰属させる条項（本人みなし条項）が定められていることが通常である。このような条項は、「本人特定」及び／又は「利用者確認」を前提として、それらにどのような効果を与え、どこまで有効であるか。

3.2 本人みなし条項の具体例

例えば、NTTドコモのd払いでは、「本条に基づき本認証が入力された上で本サービスが利用された場合、当社は、当該利用がお客さまによりなされたものとみなし、当該利用の対象となった商品等購入代金は、お客さまにお支払いいただきます。」(規約10条4項)、PayPay株式会社のPayPayにおいては、「お客様を特定する当社のウェブサイトまたはアプリケーション上で公表している認証方法（アカウントとパスワードの組み合わせや携帯電話事業者から送信される携帯電話番号ごとに一意に付与される符号の、登録情報との一致確認による認証を含みますが、これらに限りません）によりログインされた場合には、当社は、当該お客様ご自身によるご利用であるとみなします。 サービスのご利用や商品の購入などによって料金や代金（当社のサービスのご利用にかかる代金、利用料、会費その他名目は問いません。また当社が第三者から回収を受託したお客様の債務を含みます。以下「代金」といいます）が発生した場合には、当該お客様に請求いたします。」(第1章5.アカウントおよびパスワード等に関するお客様の責任)、LINE株式会社のLINE Payでは、「当社は、当社が送信を受けたパスワードが当社に登録されたパスワードと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱ったうえは、実際の通信当事者が利用者本人でなかった場合でも、利用者本人による通信とみなし、それによって生じた損害について責任を負いません。当社が、利用者がインストールしたアプリに一意に付与された識別符号と当社に登録された識別符号と一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合についても同様とします。」(LINE Moneyアカウント利用規約6条4項)といった条項である。

3.3 本人みなし条項の機能

本人とみなすということの前提は何か、「本認証が入力された」、「送信を受けたパスワードが当社に登録されたパスワードと一致する」ことはいずれも「利用者確認」を指している。すなわち、図3に示したとおり、「認証の入力」「パスワードの入力」は入力した者がサービス利用を認められた者であることを確認しているに過ぎない。パスワードを入力した利用者が、本人特定において実在すると特定された者と同人物であるとは限らない。前述した通り、利用者確認された者が本人特定された者であると結論するため

には、ID・パスワードを知る者が二人以上存在しないことが絶対条件だからである。

利用者確認が実施された前提で本人とみなすということは、どういう機能を有するか。まず、①全く本人が関与してなくても本人に効果を帰属させる、という効果は認められない。その場合は、本人はそもそも条項自体の名宛人ではない（契約が成立していない）からである。図1の例でいえば、本人特定が実施されていない、あるいは緩やかだったために、チャージ口座を本人で無断で作られた場合に、当該口座における債権債務の発生を本人に帰属させるという効果は認められないということであり、当然である。次に、②本人が了解の上で、本人ではないものが当該サービスを用いた場合に、本人に効果を帰属させるという効果は、認められると考えられる。このような場合、預金取扱金融機関／資金移動業者側は、本人特定を誤ることとなるが、本人が了解の上で、例えば家族が当該サービスを用いた場合に、本人に効果が帰属しないとすれば、結局は求償関係が発生して迂遠であるからである。問題は、③本人特定が緩かった場合であっても、本人に効果を帰属させる、という効果が常に有効であるかどうかである。この点で、預金取扱金融機関／資金移動業者における本人特定の方法が不適切であっても、常に本人に効果が帰属するという条項であるとすれば、民法上の定型約款の規定又は消費者契約法10条との関係で、無効になる場面があると考えられる。例えば、経済産業省が公表している「電子商取引準則」では、「契約自由の原則の下、事業者間取引のように、対等な当事者間において本人確認の方式について合意した場合には、原則としてその効力が認められるものと解される。」「しかし、定型約款（民法第548条の2第1項）の個別条項として事前合意される場合には、合意内容いかんによっては、不当条項として定型約款の合意内容から排除されることがある（民法第548条の2第2項）。」「さらに、本人が消費者の場合には、A）民法の任意規定の適用による場合（つまり、上記i）のa）外観の存在、b）相手方の善意無過失、c）本人の帰責性がそろう場合のみ本人に契約の効果が帰属するという法理）よりもなりすまされた本人が不利であり、かつB）具体的な事案との関係でなりすまされた本人の利益が信義則に反して一方的に害されるような内容の事前合意は無効となる（消費者契約法第10条）。例えば販売店（事業者）の過失の有無を問わず常に本人に効果帰属するものとする事前合意は無効となる可能性がある。」としている[5]。本人特定に際して預金取扱金融機関／資金移動業者の過失を問わずに本人みなし条項を有効であると考えるのは困難であろう。そうすると、本人みなし条項は、預金取扱金融機関／資金移動業者の無過失を（書かれざる）要件としていると解釈する必要がある。また、「準則」は、民法478条又は約款上の免責が問題となった事案の考慮要素について、複数の裁判例を参照し、「具体的

な事例において、民法第478条又は免責条項による免責が認められるか否かは、①銀行側でID・パスワード等を保管する際の安全管理措置、②預金者側でID・パスワード等を保管する際の安全管理に関する注意喚起、③預金者がID・パスワード等を銀行のサーバーに送信する際の暗号化の有無と安全性、④ID・パスワード等そのものの認証システム上の構成（複数のパスワード利用、ワンタイム・パスワードの採否など）、⑤一定回数以上入力を間違えるとそれ以上手続が行えなくなる措置の採否、⑥払戻し等が行われた場合に預金者に速やかに通知する措置の採否などを総合的に考慮して、全体として合理的な程度に無権限者による払戻し等を排除し得るようなシステムの構築・管理がなされていたか否かを判断して、決することになると考えられる」として利用者確認に係る措置を考慮の対象としている。いわゆるスーパーアプリを前提とすると、本人みなし条項は、払戻しについての免責条項よりも更に適用範囲が広く（資金移動のみならず、アカウントに登録されている前払式支払手段等を用いて様々な決済等が行えてしまう）、これら①ないし⑥がより慎重に判断されると考えられる他、犯罪収益移転防止法における本人特定についての議論が進展していること（施行規則の改正によるeKYCの導入等）も考慮されることになろう。

4. 結語

以上の整理からすると、事業者としては、本人みなし条項は残存させたとしても、事業者側の無過失を要求するものであるという前提のもとに、過失の不存在を立証できるだけの利用者確認／本人特定の取り組みを行っておく必要がある。その際の判断要素は、民法478条又は免責条項に関しても一般論までは定立されておらず、経済産業省が三幸として公表している要素も、払戻し以外の、アカウントを用いた行為にどこまでどのように適用されるかは、犯罪収益移転防止法等、先進的な立法例をも勘案して検討する必要がある、ということになろう。

参考文献

- [1] 株式会社NTTドコモ「ドコモ口座を利用した不正利用についてのお問い合わせ窓口設置について」（2020年9月11日プレスリリース）。
- [2] 「緊急版 動かないコンピュータ NTTドコモ「ドコモ口座」不正の全容 Web口振に落とし穴」日経コンピュータ2020年10月1日号6頁。
- [3] 金融庁監督局長「資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応について（要請）」（令和2年9月15日）。
- [4] 金融庁総合政策局長「資金移動業者の決済サービスでの不正出金への対応について（要請）」（令和2年9月15日）。
- [5] 経済産業省『電子商取引及び情報財取引等に関する準則』（令和2年8月）69頁。